

「三鷹市採用 P R 動画」作成業務仕様書

1 件名

「三鷹市採用 P R 動画」作成業務

2 目的

将来にわたって安定した行政運営を継続していくためには、複雑化する行政課題に的確かつ迅速に対応できる人財を幅広く確保していく必要がある。特に近年は少子化、民間事業者の積極的な採用等の影響を受け、公務員志望者が減少している。また、自治体間の人財獲得競争の激化により、採用辞退率も増加傾向である。

これらのことから、三鷹市（以下「市」という。）への採用試験の応募者増を図るとともに、市及び市に勤務する職員の魅力を市内外へ広く P R し、かつ長期にわたり使用できる動画を作成することを目的とする。

3 委託内容

受託者は業務の目的を達成するため、次に掲げる内容について、市と密に協議・調整等を行って行うこと。市は、出演者の選定及び出演者のスケジュール調整を行い、受託者に対し採用 P R 動画（以下「動画」という。）の作成について、企画構成、台本、編集映像等について適宜必要な確認を行う。

(1) コンセプト、企画構成案、台本の作成

受託者は、プロポーザルでの提案内容をもとに、コンセプト、企画構成、演出、動画のスケジュール等について内容を決定する。

(2) 撮影

受託者は、企画内容をもとに、動画制作に必要な映像の撮影を行う。なお、撮影場所については市が指定する場合がある。また、次の内容は委託業務に含むものとする。

ア 資料・素材の収集

動画作成に使用する資料・素材については最新のものを原則とする。ただし、市が認める場合はその限りではない。

イ 肖像権や著作権に係る必要な手続

撮影や動画編集に際し、肖像権等に係る新たな費用が発生しないよう事前処理等を行うこと。

(3) 動画編集

撮影した映像の加工、編集、音楽、テロップの挿入、SNS用サムネイルの作成等編集作業を行う。動画完成までに、市による複数回の内容確認及び修正等の指示を受ける。動画の内容は次のとおりとする。

ア 市及び市に勤務する職員の魅力を市内外へ広く P R すること

イ 複数年使用可能な動画であること

ウ 市ウェブサイト、公式 YouTube 等各種媒体での発信が可能なものとする

エ ストーリー性を持った内容であること

(4) 制作本数及び再生時間

メインの動画は7～10分程度の動画とし、その他に1～3分程度のショート動画を複数作成する。

4 成果物

動画の納品は、使用に合わせて以下を制作するものとする。

- (1) DVDディスク
- (2) 配信データ（市ウェブサイト及びYouTubeで再生可能な形式）
- (3) 動画の制作に使用した写真や各シーンの静止画等を保存したデータ

5 契約期間

契約確定日から令和8年3月31日まで

6 履行場所

市の指定する場所

7 その他業務遂行上の留意点

(1) 著作権の取り扱いについて

ア 所有権及び著作権の譲渡

市からの支払完了をもって、成果物の所有権及び著作権（著作権法第21条「複製権」、第23条「公衆送信権等」、第27条「翻訳権、翻案件等」及び第28条「二次的著作物の利用に関する原作者の権利」を含む。）を市へ譲渡すること。

イ 著作者人格権について

(ア) 公表権（著作権法第18条）

市への所有権及び著作権の移転をもって、著作者は成果物の公表について同意したものとみなす。

(イ) 氏名表示権（著作権法第19条）

市は、成果物を利用するにあたって、著作者名の表示は要しないこととする。

(ロ) 同一性保持権（著作権法第20条）

市が成果物を複製・転載・出版・配布するに当たり、成果物の内容・表現及びその題号に変更を加える場合には、あらかじめ著作者の承諾を必要とする。

(2) 情報の管理等

本業務に関わるすべての作業者は、本業務に関して市が開示した情報、本業務において知り得た市の管理する情報等（周知の情報等を除く。）及び契約履行過程で生じた納入物に関する情報を本契約以外に使用し、または第三者に開示もしくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。なお、本業務の終了または解除後も同様とする。

(3) 再委託の禁止

本業務に基づく作業に当たって、作業の一部を第三者に委託し、または請け負わせることは原則として認めない。ただし、しかるべき理由があり、再委託を行う場合は、当該業者名または団体名、作業内容、作業範囲及び受託者と当該業者または団体との契約内容などについて、事前に市に書面で通知し承認を得ること。

この場合、受託者は当該業者または団体に対して、本契約と同等の守秘義務及び納入物品の著作権等に関する義務を負わせること。

(4) 三鷹市環境方針に基づく環境配慮について

市は三鷹市環境マネジメントシステム「みたかE-Smart」に基づき、市が行う事業における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行している。

この取組みは、受託者の協力が不可欠であり、業務の遂行に当たっては、三鷹市環境方針の趣旨を理解し、関係法令を順守し、ライフサイクルの視点を持って環境配慮及び環境保全に十分に配慮すること。

(5) 賠償責任

受託者は、各業務の実施に当たって、市または第三者に損害を及ぼしたときは、市の責任に帰する場合のほかは、その賠償の責任を負うものとする。

(6) 支払方法

本件業務に係る費用は、すべてのデータ納品完了、検査合格後に受託者の請求に基づき契約書等に定めた金額を支払うものとする。

(7) 疑義に関する協議

本仕様書に記載されていない事項、法令により義務付けられている事項及びその他の事項についても、業務上当然に必要な事項については、受託業務の範囲に含まれるものとする。なお、疑義の生じた場合には、市と受託者で協議のうえ、取り決めるものとする。